

【別紙】指定管理者候補者選定基準

1 選定基準の位置づけ

公の施設の指定管理者の指定を行うにあたって、施設を管理・運営するのに最も適した候補者を選定するための基準を示したものである。

2 基本的な考え方

(1) 評価に当たっては、申請書類及びヒアリングを基にして、施設ごとに設定された採点表により採点を行い、合計得点を算出する。

(2) 合計得点は、評価項目ごとの得点の合計とする。

(3) 委員によって採点のばらつきを避けるために、委員ごとによる団体の合計点に順位をつけた順位点を用いる。

(4) 選定に当たっては、合計点と順位点の得点の高い団体を候補者とする。

(5) 合計点と順位点の得点の高い団体が異なる場合は、委員の協議により候補者を決める。

(6) 基準点（100点満点で70点）を設定し、原則、基準点に達しない団体は、指定管理者の候補者に選定しないものとする。ただし、最終的な判断は選定委員の合議により決定します。

3 評価基準

(1) 評価項目

共通評価項目…すべての施設において適用

総合評価項目…すべての施設において適用

個別評価項目…施設毎に設定し評価

(2) 評価点

〈採点基準5点満点の場合〉

5点：要件を十分満たしている

4点：ほぼ要件を満たしている

3点：基本的な基準を満たしている

2点：多くの問題点があり、基本的な水準に達していない

1点：全く要件を満たしていない

〈採点基準10点満点の場合〉

10点：特に優れた要件がある

9点：要件を十分満たしている

8点：ほぼ要件を満たしている

7点：基本的な基準を満たしている

6点：基本的な基準に近い

5点:基本的な基準に近いが、少し問題点がある

4点: 基本的な水準に少し達していない

3点: 要件を満たさない項目がいくつかある

2点: 要件を満たさない項目が非常に多くある

1点: 全く要件を満たしていない

4 その他

(1) 基準点に達する団体が複数ある場合は、次点者を決めておく。

(2) 委員に事故等で欠席がある場合は、当該委員は評価を行わない。